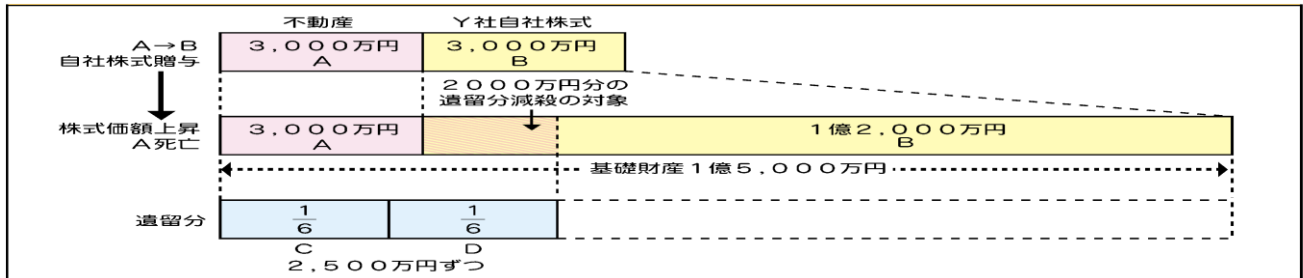


非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その7）

非上場株式等についての贈与税の納税猶予を活用する場合に、民法特例（コラム「民法特例の概要」参照）の除外合意又は固定合意も併せて活用することが重要と考えます。

後継者に非上場株式等を贈与によって移転しても、先代経営者に相続が発生した場合に、生前贈与された非上場株式等が特別受益とされ、遺留分の算定基礎財産に含まれることとなる可能性が高くなります。遺留分の算定基礎財産に含まれる非上場株式等の価額は、贈与を受けたときの価額ではなく、相続開始時の価額とされることから、後継者の貢献によって会社の業績が向上したことなどで株価が高くなったとしても、遺留分の計算では、その点は考慮されません。



上記の設例で確認すると、被相続人AからBへ、Y社株式を贈与した時の価額は3,000万円、Aが死亡した時のY社株式の価額は1億2千万円に値上がりしています。この場合、Aの遺産は不動産3,000万円しかありませんが、Bに対して生前贈与したY社株式は特別受益とされ、Aが死亡した時の価額で遺留分の計算が行われます。

その結果、C及びDから遺留分の減殺請求が行われるとY社株式について減殺されることになります。そのため、民法特例の除外合意又は固定合意を組み合わせることが重要と考えます。

家庭裁判所に申し立てられた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第8条第1項の事件は、以下のとおりです。

年分	件数	年分	件数	年分	件数
平成21年	7件	平成24年	9件	平成27年	23件
平成22年	19件	平成25年	11件	平成28年	37件
平成23年	19件	平成26年	16件		

コラム 民法特例の概要

後継者が安定的に経営を行っていくためには、先代経営者が保有する自社株式や事業用資産を後継者が円滑に承継することが重要であるとの認識から、特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者等が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法特例の適用を受けることができます。

なお、後継者が経営者から贈与を受けた株式について、事前に後継者以外の親族と合意し、経済産業大臣の確認を受けることにより、遺留分放棄の法的確定に係る家庭裁判所の申請手續を単独で行うことができます。

① 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度（除外合意）

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することができます。

② 贈与株式の評価額を予め固定できる制度（固定合意）

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまいます。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度です。

上記①又は②の合意に併せて付随合意（株式等以外の事業用資産等についても民法の特例の対象）も行うことができます。